

令和6年1月25日

独立行政法人造幣局

「令和6年桜の通り抜け」団体での申込（観光ツアーの企画）について

令和6年桜の通り抜けについては、事前申込制での開催を予定していることから、法人・団体名義による多数の申込みによって入場枠の多くが占められることを防止するため、申込者は個人に限らせていただく予定です。

また、観光バスの造幣局周辺道路への乗り入れや駐停車は近隣の迷惑となり、交通事故を招くおそれもありますので、旅行会社様におかれましては、桜の通り抜けの観光ツアーの企画についてはご遠慮いただきますようお願いいたします。